

福岡医発第2299号(保)

平成17年 3月22日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 竹 嶋 康 弘

福岡県西方沖を震源とする地震による被災者に対する
保険診療について

3月20日に発生しました標記地震による被災者が被保険者証や健康手帳等を家に残したまま避難している等の理由により、保険医療機関に提示できないことが考えられます。このようなケースの取扱いについて、社会保険（各共済組合も含む）の場合は、①患者の氏名、②生年月日、③事業所名を、国民健康保険及び老人医療受給者の場合は、①患者の氏名、②生年月日、③住所を申し立てることにより、保険診療を行っていただきますよう会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件につきましては、福岡社会保険事務局並びに福岡県保健福祉部に確認済みでありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明